

令和6年門審第18号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。
受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和4年12月10日15時30分
長崎県生月島北西方沖合
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A 漁船B

総 ト ン 数	1 9 トン	4. 9 トン
全 長	2 9. 4 2 メートル	
登 録 長		1 2. 4 7 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	8 0 9 キロワット	
漁船法馬力数		3 3 0 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関操縦レバー及びGPSプロッター、左舷側に魚群探知機2台、レーダー2台及びソナー3台をそれぞれ備えた、大中型まき網漁業船団に灯船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首1.2メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和4年12月10日12時00分長崎県佐世保港の係留地を発し、僚船6隻とともに生月島北西方沖合11海里の漁場に向かった。

a受審人は、甲板員に操縦を任せて生月島北西方沖合を北上した後、15時00分頃目的の漁場に到着し、操縦を替わって甲板員を船室で休息させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けてソナーで魚群探索を始め、15時09分少し前大碇鼻灯台から322度（真方位、以下同じ。）10.7海里の地点で、針路を314度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、15時25分頃正船首方約1海里のところに漂泊中のBを初めて認めたものの、周囲に他のまき網船団がいたことから、同船団よりも早く魚群を探そうと気が焦り、魚群探索を続けた。

15時27分a受審人は、大碇鼻灯台から320度14.6海里の地点に達したとき、Bが正船首1,200メートルのところとなり、

その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、ソナーで魚群を探索することに気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けずに続航し、15 時 30 分僅か前船首至近に同船を認め、機関を後進にかけたものの、効なく、15 時 30 分大嶗鼻灯台から 320 度 15.3 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首が B の左舷船尾部に前方から 61 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力 1 の北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、B は、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その前方の棚上に左舷側から GPS プロッター、レーダー、魚群探知機及び機関操縦レバーをそれぞれ備え、汽笛の装備のない、一本釣り漁業に従事する FRP 製漁船で、b 受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首 0.4 メートル船尾 1.3 メートルの喫水をもって、同日 06 時 00 分長崎県大根坂漁港を発し、生月島北西方沖合 16 海里の漁場に向かった。

b 受審人は、08 時 00 分頃目的の漁場に到着して操業を始め、操舵室右舷後方の側壁に掛けた延長コード付きの遠隔操縦装置を使用して漁場の移動を繰り返した後、15 時 25 分衝突地点付近で、船首を南西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、右舷船尾甲板で右舷側を向いて竿を出し、操業を続けた。

b 受審人は、15 時 27 分衝突地点で、船首が 225 度を向いていたとき、左舷正横後 1 度 1, 200 メートルのところに A を視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近したが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、

見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

こうして、b 受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、15時30分僅か前機関音を聞いて左舷至近に迫ったAを初めて認め、衝突の危険を感じて機関を前進にかけ、左舵一杯としたものの、及ばず、Bは、船首が195度を向き、僅かな前進行きあしとなったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に凹損等を、Bは、左舷船尾部外板に破口等を生じたが、後にいずれも修理され、b 受審人が頸椎捻挫等を負った。

（航法の適用）

本件は、生月島北西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係についての航法規定がないので、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、生月島北西方沖合において、航行中のAが、動静監視不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、生月島北西方沖合において、魚群探索のため航行中、前路に漂泊中のBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、

同人は、ソナーで魚群を探索することに気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Bを避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、生月島北西方沖合において、一本釣りのため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、同船及びB両船に損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年12月18日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二